# 公　告

## 諮　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１６１号**
北海道室蘭市水元町６番３―101号
債務者　工藤　昌彦
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第１６３号**
北海道室蘭市本輪西町２丁目23番２号
債務者　清水喜代子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第４１４号**
茨城県笠間市橋爪934番地８　サンヴィレッジ橋爪イースト
債務者　中山　昭美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４２２号**
茨城県水戸市酒門町1666番地の１　エーデルハイムヴィオラＡ棟101号、旧住所茨城県水戸市大串町51番地の３
債務者　ワールド．ビック．ドルクス．カンパニーこと　伊藤　雅仁
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４２３号**
茨城県水戸市酒門町1666番地の１　エーデルハイムヴィオラＡ棟101号、旧住所茨城県水戸市大串町51番地の３
債務者　伊藤布美子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４３０号**
茨城県水戸市見川２丁目28番地の１　竹林アパートＣ棟202鈴木みさ子方、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字高場３番地２　住谷コーポ102号
債務者　折笠　伸幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４３４号**
茨城県ひたちなか市富士ノ上８番38号
債務者　矢長　広紀
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４３６号**
茨城県久慈郡大子町大字大子584番地１
債務者　竹中　康夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５５４号**
埼玉県上尾市小敷谷845―１　２―６―506、住民票上の住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―26―301
債務者　宮内　康誠
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５７７号**
埼玉県戸田市喜沢１丁目34番地の29　藤野荘２号室
債務者　神酒　則和
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６０３号**
さいたま市大宮区三橋３丁目81番地４　グランシャリオ201、旧住所さいたま市大宮区大成町１丁目529番地１　ローゼレーベンス102
債務者　若松　太郎
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第６０１号**
埼玉県草加市瀬崎２丁目47番40―1003号
債務者　下地　智香（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６２９号**
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目12番地６　前野ハイツⅠ103号室
債務者　田中　淳子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６３０号**
埼玉県八潮市緑町２丁目17番地８　ヨシダマンション102号、旧住所埼玉県八潮市八潮５丁目17番地８
債務者　篠崎　儀治
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第７０７号**
埼玉県富士見市大字水子680番地　永瀬ハイツＡ―101
債務者　太田　　通
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第７２２号**
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番20―202号　新鶴団地
債務者　登坂　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部